

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年12月4日

取支等命令者
佐賀県立九州陶磁文化館
統括副館長 江副 敏弘

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度九州陶磁文化館建築設備及び建築物定期点検業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 業務仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月13日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1 佐賀県立九州陶磁文化館 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 令和7・8年度 佐賀県建設業者等施行能力等級表（建設関連業 コンサル県内）に建築士事務所として登録があること。
- (2) 開札の日から過去5年の間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との建築設備かつ建築物定期点検業務の契約を締結し、かつ、適正に履行した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと
- (7) 佐賀県内に本店を有する者若しくは佐賀県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を令和7年12月12日（金）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送12月12日（金）午後5時までに担当課へ必着してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【提出物】

- (1) 入札参加届（別記様式1）
- (2) 関係資料
 - ・営業概要書（別記様式2）
 - ・履行実績調書（別記様式3）

※担当課

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課 電話0955-43-3681

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ。

- (2) 入札参加届出等関係様式の交付方法

公告の翌日から12月12日（金）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記（1）において交付します。また、佐賀県ホームページの添付ファイルからも入手できます。

- (3) 入札説明会
実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年12月17日（水）10時00分

イ 場所 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1

佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 入札手続きに関する事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に円の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で二以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 落札となるべき同価の有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がないときには直ちに再度入札（第三回目を限度とする）を行います。

(6) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」を提出してください。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

6 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによる。

(4) 本件に関して県から提供を受けた文書については本件手続以外の目的に使用してはならない。

(5) 問合せ先

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課 電話0955-43-3681